

平成 30 年度
地域密着型サービス（介護予防を含む）の实地指導結果について

1 实地指導件数 8 件（昨年度：8 件）

（別掲）实地指導の事業所数

サービスの種類	件数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
地域密着型通所介護	3
認知症対応型通所介護（共用型を含む）	2
小規模多機能型居宅介護	1
認知症対応型共同生活介護	4
地域密着型特定施設入居者生活介護	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1
介護予防認知症対応型通所介護（共用型を含む）	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	4
合計	19

2 文書指摘事項概要

实地指導の結果、基準等の違反・不適切の状況から、是正又は改善を求めるため事業者から「改善報告書」を提出させ、その改善状況を確認することが必要と判断した内容については、以下のとおりです。

〈人員に関する基準〉

（従業者の員数）（勤務体制の確保等）

- ・就業管理を適正に行うため、従業者の雇用にあたっては労働条件を明らかにする書面をもって雇用契約するとともに、労働条件に変更があったときは、契約内容について書面の交付等をもって確認するよう指摘した。

（従業者の員数）

- ・生活相談員等従業者の休暇で基準上必要な人員に満たない日が見受けられたため、必要員数を確保・配置できる体制を整えるよう指摘した。

(従業者の員数)

- ・ 配置すべき必要人員数が確保されていない日や時間帯があり指摘した。また、超過勤務を行ったときは従業者にそれを証する申告をさせ、手当を支払うよう指摘した。

〈運営に関する基準〉

(地域密着型通所介護計画の作成)

- ・ 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。一部の計画において、利用者の心身の状況等の把握や、記入漏れやサービス内容の記載が不十分なもの、及び提供されているサービスとは異なる内容が記載されているものが見受けられた。利用者の状況把握や希望等の記録を行い、記載内容に不備や誤りがないよう整備するよう指摘した。
- ・ 要介護認定の更新の際、利用開始日の後に作成されている地域密着型通所介護計画書が、一部で見受けられた。管理者は、居宅サービス計画の内容に沿って計画を見直し、利用者及び家族に説明し同意を得るよう指摘した。
- ・ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容について、利用者又は家族に実施状況や評価についても説明を行うものであることから、目標の達成状況や利用者及び家族の満足度等について評価し、必要な場合は計画の修正や変更を行い、それらについての記録を整備するよう指摘した。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- ・ 計画作成担当者が作成した認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用が開始されるが、利用開始後に作成されている計画書が一部で見受けられた。計画作成担当者は、利用にあたって、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成するよう指摘した。
- ・ 認知症対応型共同生活介護の提供は、認知症対応型共同生活介護計画に沿って提供されるべきものであるが、計画作成日から同意日まで長時間を要しているケースも散見された。新規に計画を作成する際には、速やかに利用者又はその家族に対し内容を説明した上で、文書によって同意を得るよう指摘した。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供は、地域密着型施設サービス計画に沿って提供されるべきものであるが、計画作成日から同意日まで長時間を要しているケースが散見された。新規に計画を作成する際には、速やかに利用者又はその家族に対し説明した上で、文書によって同意を得るよう指摘した。

(内容及び手続の説明及び同意)

- ・サービス提供開始にあたり、利用者に対しサービス内容の説明を行ない同意を得るための重要事項説明書の記載に日付の記載漏れ等の不備が散見されたため、修正するよう指摘した。
- ・運営規程と重要事項説明書の記載内容に不整合が見受けられた。また、実態にそぐわない記載が散見されたので早急に修正するよう指摘した。

(管理者の責務)

- ・管理者は、従業者の管理、サービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、給付の管理を含めその他の管理を一元的に行う責務があり、管理業務に支障がない限りにおいて、他の職務を兼ねることができるものであるが、管理業務に支障がない状態であると認められない場合にも兼務を行っている場合があり、早急な兼務状態の解消を指摘した。

(勤務体制の確保等)

- ・従業者の資質向上のために行う研修について、参加者の氏名、研修の目的・内容等、その実施内容を記録・保存するよう指摘した。また、研修欠席者への内容の周知についても行うよう合わせて指摘した。

(非常災害対策) (設備に関する基準)

- ・消防法で定められた訓練の実施状況や火災等の災害時の通報体制等の従業者への周知徹底について指摘した。また、消火設備や非常出口の前に物を置かないよう指摘した。

(掲示)

- ・事業所の見やすい場所に、利用申込者がサービスの選択に資することができるよう、最新の運営規程や重要事項を掲示するよう指摘した。

(会計の区分)

- ・事業所の会計区分は、サービスごとに区分すべきであるが、サービス外の事業

が一部混在しているものがあり，指摘した。

（記録の整備）

- ・送迎記録について，送迎の実施状況と異なる記録や記録の不備が一部で見受けられた。送迎記録は，サービス提供の実施に係る記録でもあり，正確に記録するよう指摘した。

（変更の届出等）

- ・運営規程の変更ほか法令で定める事項に変更があったとき，10日以内に届出がなされていないことがあったため，是正するよう指摘した。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）

- ・身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。また，身体拘束を行わない場合であっても，検討された内容を記録すること等を指摘した。その他身体拘束に関しては，平成30年度省令改正があったため，改めて指摘した。

〈介護給付費の算定及び取扱い〉

（基本的事項）（諸加算）

- ・介護給付費の請求にあたり，計画に位置付けられた所要時間区分で請求されていない，運営規程に定める営業日及び営業時間を超えるサービス提供時間の区分での請求がされている等，また，処遇改善加算やその他の加算において要件を満たしていない等の不適切な取り扱いが散見され，各請求誤りについては返還等の適正処理をさせた。

3 口頭指摘事項概要

実地指導の結果，基準等の違反程度が軽微であり，「改善報告書」によらずとも改善が見込めると判断した内容（サービスの質の向上に資するものとして行う技術的な助言を含む）は，以下のとおりです。

〈基本方針等〉

（暴力団の排除）

- ・従業者の雇用にあたり，個人情報保護や職務上知りえた秘密保持の遵守に加え，

法令規定された暴力団員でない確認を誓約書等の文書でも行うよう指摘した。

〈運営に関する基準〉

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- ・指定地域密着型サービス事業所は事業を運営するにあたり、他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めなければならないため、計画作成担当者は、当該計画を作成するにあたり、他の介護従業者の協議の結果だけでなく、医師や看護師等の意向についても漏れなく記録を行うよう指摘した。
- ・入所居者及び家族の希望に基づいて施設内で自費サービスを提供させる場合には、利用者へのアセスメントの結果、そのサービスの目標及び内容が、地域密着型サービスの範囲を超えるものであると判断した経緯について記載しておくよう指摘した。

(内容及び手続の説明及び同意)

- ・利用者と結ぶ契約書、重要事項説明書の記載内容に実態との不整合が見受けられ、早急な修正を指摘した。その他、契約日や契約期間の記載漏れがあったため指摘した。

(提供拒否の禁止)

- ・事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないことと定められているため、サービスを提供することが困難な場合は、利用申込に応じられない正当な理由を記録しておくよう指摘した。

(入退居)

- ・利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。退去する利用者がある場合は、情報の提供及び連携に努め、その結果等を記録するよう指摘した。
- ・入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。その際には、医療サービス又は福祉サービスについても、提供する者と密接に連携し、その目標や内容等について把握に努めるよう指摘した。

(勤務体制の確保等)

- ・従業員の出退勤，超過勤務等の記録については，事業所として漏れなく把握するため，適正に管理・監督するよう指摘した。
- ・地震及び台風等の非常災害の影響により，出勤できない職員がいたため災害対応マニュアル等を再度確認し，災害時・緊急時の人員体制等を再度検討するよう指摘した。

(その他)

- ・労働関係法上作成が規定されている帳票の作成がなされていなかったため，作成するよう指摘した。また，事業所として義務付けられている健康診断等の記録が確認できなかったため，実施したことを記録として保存するよう指摘した。

4 まとめとして

平成 30 年度の実地指導は，特に「個別サービス計画の内容と実践」「記録の整備と保存」「非常災害対策」「衛生管理」「労務管理」等について重点に確認し，指導及び助言等を行いました。

平成 31 年度（2019 年度）についても，基本的には，これらの項目を重点指導項目として位置付け実施していく予定です。

【特に留意すべき事項】

- ① 実効性のある個別サービス計画の作成と実施及びその評価
- ② サービスの効果を高めていくための記録の整備と情報共有
- ③ 非常災害時における避難誘導や従業員の行動指針を規定した災害等マニュアルの作成と周知及び訓練実施による当該マニュアルの検証
- ④ 日ごろからの衛生管理の徹底による感染症等の予防と拡散の防止
- ⑤ 転倒事故等を未然に防止するための環境整備（再点検と整備）
- ⑥ 入所（あるいは宿泊）サービスを提供している場合にあっては，特に火災予防や火災発生時の対策（環境整備を含む）

地域密着型サービスの平成31年度指定の取扱いについて

地域密着型サービスの指定にあたって、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき、芦屋市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取を経て指定するものについて、本委員会の平成31年度におけるその取扱いを次のとおり提案します。

記

1 意見聴取を経るための取扱い

平成31年度（2019年度）については、下表のスケジュールを定め、本委員会の意見聴取を経るものとする。

【スケジュール】

申請書類提出締切月	本委員会の開催月	事業所指定日
平成31年（2019年）6月中旬	平成31年（2019年）7月	平成31年（2019年）8月 ～平成31年（2019年）11月
平成31年（2019年）10月中旬	平成31年（2019年）11月	平成31年（2019年）12月 ～平成32年（2020年）3月
平成32年（2020年）2月中旬	平成32年（2020年）3月	平成32年（2020年）4月 ～平成32年（2020年）7月

※申請書類提出締切日、本委員会の開催日については、別途定める。

※申請書類提出締切日までに申請がなかった場合で、別の議題・議案がないときは、対象となる本委員会を開催しない。

以 上

1 共生型サービスについて

- (1) 介護保険優先原則の下では、障がい者が高齢になり介護保険の被保険者となった場合、その障がい者がそれまで利用してきた障害福祉サービス事業所が、介護保険サービス事業所としての指定を併せて受けていなければ、その障がい者は、それまで利用していた馴染みの障害福祉サービス事業所とは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならないなどの利用者の利便性や人材の確保等に課題があった。介護保険法の訪問介護、通所介護等のサービスについて、児童福祉法又は障害者総合支援法の指定を受けている事業所から指定の申請があった場合、都道府県又は市町村の条例で定める基準を満たしているときは、「共生型サービス」として指定を行い、65歳以上の障がい者が引き続き障害福祉サービス事業所を利用することが可能となった。
- (2) 共生型サービスは、平成30年4月1日から新設されたサービスであるが、その基準については、同日から1年を超えない期間内において条例を改正するまでの間は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）を適用することとする経過措置が設けられている。

2 条例で定める基準について

省令で定められている内容に基づいて、現行の本市における地域密着型サービス事業所の運営実態を検証した結果、省令の「従うべき基準」については、それぞれの基準に準じ、同一内容とし、「参酌すべき基準」についても、下記(2)の市の独自基準を除き、同一内容とする。

(1) 省令の基準

ア 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものをいう。

イ 「参酌すべき基準」とは、自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものをいう。

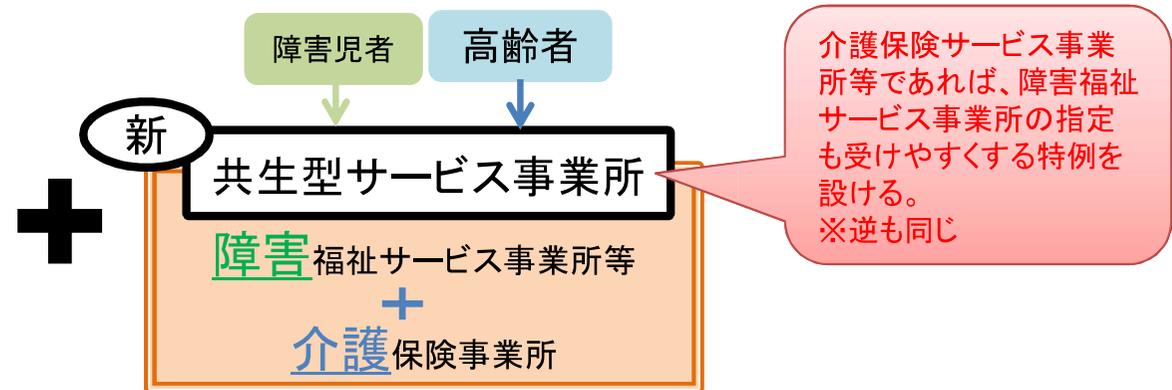
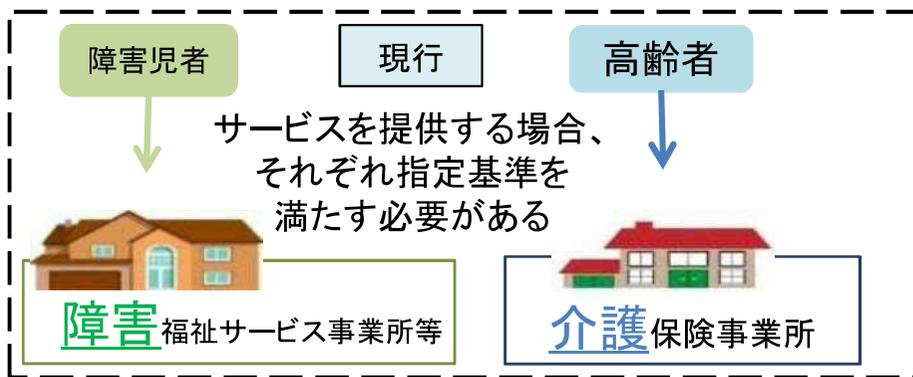
省令（基準の種類）	条例	内容
第37条の2第1号（従う）	第61条の20の2第1号	共生型地域密着型通所介護の基準
第37条の2第2号（参酌）	第61条の20の2第2号	
第37条の3（従う）	第61条の20の3において準用する第11条, 第12条, 第37条, 第61条の4及び第61条の18	準用
第37条の3（参酌）	第61条の20の3において準用する第11条, 第12条, 第37条, 第61条の4及び第61条の18の規定以外の規定	

(2) 市の独自基準（第61条の20の3関係）

省令（基準の種類）	条例	内容
第36条第2項（参酌）	第61条の19第2項（記録の整備）	省令においては、「事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。」とされているが、介護報酬の返還請求の時効は5年とされており、その請求の根拠となるサービス提供の記録についても5年間の保存が適当であると考えられるため、条例においては、5年間保存しなければならないこととする。

共生型サービスの趣旨等

- 平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
 - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、
 - ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。
- 法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。
- 「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。



共生型サービス

社保審－障害者部会

第86回 (H29.9.20)

資料 1

現状・課題

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第8回 (H29.9.6)

資料 2

5. 共生型サービスの対象サービス

○下記①及び②を踏まえれば、今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおりとなる。

- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
- ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)
	療養通所介護	⇔	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る) 放課後等デイサービス (同上)
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)	→	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)
	・通い		(泊まり)
	・泊まり		
・訪問	→	居宅介護 重度訪問介護	(訪問)

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。